

借 賃 約 款

(適用範囲)

第1条 当館が借主等との間で締結する借賃契約及びこれに関連する契約は、この約款定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に慣行される慣習によるものとする。

(借賃契約の申込み)

第2条 借主等が借賃契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出た後、

- (1) 借賃金
(2) 借賃及び敷金予定額
(3) 借賃金原則として前条第1項の基本借賃料による。
(4) その他当館が必要とする事項

(借賃契約の成立等)

第3条 借賃契約は、当館が借主等の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条 借主等は、借賃契約が最終的に成立し、借賃料金を支払った後、第6条及び第8条の規定を適用する事由が生じたときは、連動金に次いで借賃金の返済に充て、第2項の申込みを当館に申し出た時点で、当館が指定した日までに支払ったこととなります。

第5条 借主等は、借賃契約の申込みを撤回したときは、借賃料金を支払ったことと見做され、借賃料金を返還する義務を負います。

(借賃契約の解除)

第6条 借主等は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃の申し込みが、この約款に違反しているとき。
(2) 借賃料金の支払いが、この約款に違反しているとき。

第7条 借主等は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃料金の支払いが、この約款に違反しているとき。
(2) 借賃料金の支払いが、この約款に違反しているとき。

(借賃客の契約解除)

第8条 借賃客は、当ホテルに申し出て、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(当館の契約解除)

第9条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第10条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第11条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第12条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第13条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第14条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第15条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第16条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第17条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第18条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第19条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第20条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第21条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第22条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第23条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第24条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第25条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第26条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第27条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第28条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第29条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第30条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。

(借賃客の契約解除)

第31条 借賃客は、次に掲げる場合に於いて、借賃契約を解除することができます。
(1) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。
(2) 借賃客が借賃客としての義務を履行しない場合。